

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月26日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第1号

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	
<u>第1章 総則（第1条—第4条）</u>	
<u>第2章 契約締結の方法</u>	
<u>第1節 一般競争入札（第5条—第20条）</u>	
<u>第2節 指名競争入札（第21条—第24条）</u>	
└	
<u>第3節 随意契約（第25条—第26条の2）</u>	
└	
<u>第3章 契約の締結（第27条—第31条の2）</u>	
└	
<u>第4章 契約の履行（第32条—第50条）</u>	
<u>第5章 雑則（第51条—第53条）</u>	
附則	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。） <u>第173条の6</u> の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。） <u>第173条の3</u> の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。
(契約の原則)	(契約の原則)
第2条 契約の当事者は、 <u>各々の</u> 対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義	第2条 契約の当事者は、 <u>おのおの</u> の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、

に従って誠実に履行しなければならない。

(契約担当者の遵守事項)

第3条 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) <省略>
- (2) 物価の変動、需給の状況等経済情勢を絶えず調査研究すること。
- (3) 予定価格の見積りを厳正かつ適正に行うこと。
- (4) 契約者の信用状態を的確に把握すること。

2 契約担当者は、契約の履行の確保を図るよう
にしなければならない。

(定義)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。
- (2) <省略>
- (3) 監督職員 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた補助者をいう。
- (4) 検査職員 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた補助者をいう。
- (5) 電子入札 電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。
- (6) 電子入札システム 電子入札に関する事務を処理する情報処理システムをいう。

(入札参加者の資格の公示)

信義にしたがって誠実に履行しなければならない
い。

(契約担当者の遵守事項)

第3条 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) <省略>
- (2) 物価の変動、需給の状況等経済情勢をたえず調査研究すること。
- (3) 予定価格の見積りを厳正かつ適正に行なうこと。
- (4) 契約者の信用状態を的確には握すること。

(用語の意義)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 市長またはその委任を受けて契約の締結をする者をいう。
- (2) <省略>
- (3) 監督職員 契約担当者または契約担当者から監督を命ぜられた補助者をいう。
- (4) 検査職員 契約担当者または契約担当者から検査を命ぜられた補助者をいう。

(入札参加者の資格の告示)

第5条 市長は、令第167条の5の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法を公示するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により公示した場合においては、その定めるところにより、一般競争入札に参加しようとする者の参加資格審査申請を待って、定期又は随時に、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3及び4 <省略>

(不正契約者等の報告)

第6条 契約担当者は、令第167条の4第2項各号に掲げる場合に該当すると認める者があつたときは、速やかにその者の氏名及び住所並びにその事実を市長に報告しなければならない。

(入札の公告)

第7条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日（電子入札にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも7日前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日までに短縮することができる。

(入札保証金)

第9条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証

第5条 市長は、令第167条の5の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法を告示するものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により告示した場合においては、その定めるところにより、一般競争入札に参加しようとする者の参加資格審査申請を待って、定期又は随時に、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3及び4 <省略>

(不正契約者等の報告)

第6条 契約担当者は、令第167条の4第2項各号に掲げる場合に該当すると認める者があつたときは、すみやかにその者の氏名および住所ならびにその事実を市長に報告しなければならない。

(入札の公告)

第7条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、その入札期日（電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。））にあっては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも7日前までに入札の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日までに短縮することができる。

(入札保証金)

第9条 <省略>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を

<p>金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(入札の無効)</p>	<p>納めさせないことができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(入札の無効)</p>
<p>第11条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。</p> <p>。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <省略></p> <p>(予定価格の作成)</p>	<p>第11条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。</p> <p>。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(予定価格の作成)</p>
<p>第12条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システムに登録しなければならない。</p> <p>(予定価格の決定方法)</p>	<p>第12条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、予定価格を記載した書面を封入し、開札の際これを開札場所に置くことに代えて、予定価格を電子入札システム<u>(本市が行う入札に関する事務を処理する情報システムをいう。以下同じ。)</u>に登録しなければならない。</p> <p>(予定価格の決定方法)</p>
<p>第13条 <省略></p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の<u>長短等</u>を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(入札又は開札の中止)</p>	<p>第13条 <省略></p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件<u>または</u>役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期限の<u>長短</u>を考慮して適正に定めなければならない。</p> <p>(入札<u>または</u>開札の中止)</p>
<p>第16条 契約担当者は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札<u>又は</u>開札を中止することができる。</p>	<p>第16条 契約担当者は、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札<u>または</u>開札を中止することができる。</p>

<p>(落札の取消し)</p> <p>第18条 <u>契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>落札者があらかじめ指定された日までに契約を締結しないとき。</u></p> <p>(2) <u>入札者又は落札者が不正の入札をしたとき、又はさせたと認めるとき。</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <u>落札者が自己の責めに帰すべき事由により、他の契約を解除されたとき。</u></p>	<p>(落札の取消し)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>落札人があらかじめ指定された日までに契約を締結しないとき。</u></p> <p>(2) <u>入札人又は落札人が不正の入札をしたとき又はさせたと認めるとき。</u></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <u>落札人が自己の責に帰すべき事由により、他の契約を解除せられたとき。</u></p>
<p>(入札参加者の資格及び公示)</p> <p>第21条 市長は、令第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定め、指名競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を<u>公示</u>するものとする。</p>	<p>(入札参加者の資格及び告示)</p> <p>第21条 市長は、令第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定め、指名競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を<u>告示</u>するものとする。</p>
<p>(入札者の指名)</p> <p>第23条 契約担当者は、当該入札に参加できる資格を有する5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由によりこれにより<u>難い</u>ときは、4人以下の入札者を指名することができる。</p>	<p>(入札者の指名)</p> <p>第23条 契約担当者は、当該入札に参加できる資格を有する5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由によりこれにより<u>がたい</u>ときは、4人以下の入札者を指名することができる。</p>
<p>2 <省略></p> <p>(指名競争入札の中止)</p> <p>第23条の2 <u>第16条の理由のほか、契約担当者は、指名競争入札参加者が1人であるときは、入札を中止するものとする。</u></p>	<p>2 <省略></p> <p>(随意契約の限度額)</p>
<p>(随意契約の限度額)</p> <p>第25条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、<u>次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</u></p>	<p>(随意契約の限度額)</p> <p>第25条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、<u>次のとおりとする。</u></p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>

<p>(見積書の徴収)</p> <p>第25条の2 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、<u>第5条第3項の名簿に記載された2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約しようとする者のみの見積書によることができる。</u></p> <p>(1) <u>契約金額の総額が30万円を超えない修繕又は工事の請負契約をするとき。</u></p> <p>(2) <u>契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約をするとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、市長が2人以上の者から見積書を徴収する必要がないと認めるとき。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する随意契約については、見積書を徴しないことができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 契約金額の総額が<u>20万円</u>を超えないもの (予定価格の決定)</p> <p>第26条 契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ第13条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>これを省略することができる。</u></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略> (特定の随意契約の内容の公表)</p> <p>第26条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定するときの<u>随意契約の手続</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約を締結する前において、<u>契約の内容</u>、契約の相手方の選定基準その他必要と認めら</p>	<p>(見積書の徴収)</p> <p>第25条の2 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、<u>なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約金額の総額が30万円を超えないものについては、契約しようとする者のみの見積書によることができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する随意契約については、見積書を徴しないことができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 契約金額の総額が<u>10万円</u>を超えないもの (予定価格の決定)</p> <p>第26条 契約担当者は、随意契約によるときは、あらかじめ第13条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略> (随意契約の内容の公表)</p> <p>第26条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による<u>随意契約の手続き</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約を締結する前において、<u>契約内容</u>、契約の相手方の選定基準その他必要と認められ</p>
--	---

<p>れる事項を公表するものとする。</p> <p>(2) <省略></p> <p><u>(仮契約書の作成)</u></p> <p>第27条の2 <省略></p> <p>(契約書の省略)</p> <p>第29条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第27条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>物件を売り払う場合</u>において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取る時</p> <p>。</p> <p>(4) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(契約保証金)</p> <p>第30条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>契約担当者は</u>、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、<u>過去の実績から判断してその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき</u>。</p> <p>(4)から(8)まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(契約保証金に代わる担保)</p> <p>第31条 <省略></p>	<p>る事項を公表するものとする。</p> <p>(2) <省略></p> <p>第27条の2 <省略></p> <p>(契約書の省略)</p> <p>第29条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第27条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>物件売払の場合</u>において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取る時</p> <p>。</p> <p>(4) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(契約保証金)</p> <p>第30条 <省略></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、<u>その者が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき</u>。</p> <p>(4)から(8)まで <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>(契約保証金に代わる担保)</p> <p>第31条 <省略></p>
--	---

<p>2 <u>前項に定めるもののほか</u>、<u>契約保証金の納付</u>は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。</p>	<p>2 <u>前項のほか</u>、<u>契約保証金の納付</u>は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。</p>
<p>3 <省略> (契約保証金の還付)</p>	<p>3 <省略> (契約保証金の還付)</p>
<p>第31条の2 契約保証金は、<u>契約履行の確認後</u>に還付する。</p>	<p>第31条の2 契約保証金は、<u>契約履行確認後</u>に還付する。</p>
<p>2 <省略> (履行遅延による違約金)</p>	<p>2 <省略> (履行遅延による違約金)</p>
<p>第32条 契約担当者は、契約者が履行期限までにその債務を履行しない場合には、第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「<u>財務大臣が決定する率</u>という。）を乗じて得た金額に相当する違約金を納めさせなければならない。</p>	<p>第32条 契約担当者は、契約者が履行期限までにその債務を履行しない場合には、第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額に相当する違約金を納めさせなければならない。</p>
<p>2 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、<u>又は違約金が100円未満であるときは</u>、その端数金額又はその違約金は徴収しない。 (債務不履行による損害賠償)</p>	<p>2 前項の違約金に100円未満の端数があるとき<u>又は違約金が100円未満であるときは</u>、その端数金額又はその違約金は徴収しない。 (債務不履行による損害賠償)</p>
<p>第33条 契約担当者は、契約者がその債務の本旨に従った履行をしないとき、<u>又は債務の履行が不能であるときは</u>、これによって生じた損害を賠償させなければならない。ただし、その債務の不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして契約者の<u>責めに</u>帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>第33条 契約担当者は、契約者がその債務の本旨に従った履行をしないとき<u>又は債務の履行が不能であるときは</u>、これによって生じた損害を賠償させなければならない。ただし、その債務の不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして契約者の<u>責に</u>帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項の場合において、第30条の規定による</p>	

契約保証金を納めている場合は、契約の解除によって生じた損害の額が契約保証金の額以下のときは契約保証金の額をもって、契約保証金の額を超えるときは契約保証金の額とその超える額をもって損害の額とする。

(履行期限の延長等)

第34条 契約者は、天災地変等やむを得ない理由により履行期限内に履行することができないときは、その理由を明らかにして履行期限の延長又は事業の一部休止を申し出ることができる。

2 契約担当者は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長又は事業の一部休止を認めることができる。

(下請負の制限)

第35条 契約担当者は、契約者が委託その他何らの名義をもってするを問わず、その請け負った工事の全部を一括して他人に請け負わせるようなことをさせてはならない。

2及び3 <省略>

4 契約担当者は、前項の届出についてその下請負が不相当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止又は下請負の変更を求めることができる。

(契約内容の変更)

第36条 <省略>

2 <省略>

3 契約担当者は、契約内容の変更の協議がととのったときは、第27条又は第29条第2項の規定により遅滞なく変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。

4 前3項の規定により契約の変更をした場合において、契約担当者は別に定めるところによ

(履行期限の延長等)

第34条 契約者は、天災地変等やむを得ない理由により履行期限内に履行することができないときは、その理由を明らかにして履行期限の延長または事業の一部休止を申し出ることができる。

2 契約担当者は、前項の申し出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長または事業の一部休止を認めることができる。

(下請負の制限)

第35条 契約担当者は、契約者が委託その他何らの名義をもってするを問わず、その請け負った工事の全部を一括して他人に請け負わせるようなことをさせてはならない。

2及び3 <省略>

4 契約担当者は、前項の届出についてその下請負が不相当であると認めるときは、契約者に対し、その下請負の中止または下請負の変更を求めることができる。

(契約内容の変更)

第36条 <省略>

2 <省略>

3 契約担当者は、契約内容の変更の協議がととのったときは、第27条または第29条第2項の規定により遅滞なく変更契約書、変更請書を作成しなければならない。

り、契約保証金の額を変更後の契約金額に対応するように増額又は減額することができる。

(契約担当者の解除権)

第37条 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 工事の請負契約において、契約者が建設業法の規定により、営業の停止を受け、又は許可を取り消されたとき。

(5) 監督職員又は検査職員が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

2 契約担当者は、公益に関する事由により契約を履行することができないときは、履行することができない部分について契約を解除することができる。

3 契約担当者は、第1項各号に規定する場合は、当該契約担当者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、同項各号の規定による契約の解除をすることができない。

4 契約担当者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、履行済みの部分について、相当と認める金額を支払うことができる。

(契約解除による精算)

第39条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が、第37条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、契約日における財務大臣が決定した率を乗じて得た金額に相当する利息を付して、契約担当者の指定

(契約の解除)

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 工事の請負契約において、契約者が建設業法の規定により、営業の停止を受け、又は登録を取り消されたとき。

(5) 監督職員又は検査職員が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定により行なう監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。

2 工事又は製造の請負契約において、公益に関する事由により契約を履行することができないときは、契約担当者は、履行することができない部分について契約を解除することができる。

3 前2項の規定により契約を解除したときは、履行済みの部分について、相当と認める金額を支払うことができる。

(契約解除による精算)

第39条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が第37条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定し

<p>する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p>	<p>た率を乗じて得た金額に相当する利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p>
<p>2 前項の利息に100円未満の端数があるとき、又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は徴収しない。</p>	
<p>3 契約の一部を解除したときは、解除しない部分に相当する代価と第1項の規定により返還すべき金額を差し引き精算する。 (危険負担)</p>	<p>2 契約の一部を解除したときは、解除しない部分に相当する代価と前項の規定により返還すべき金額を差し引き精算する。 (危険負担)</p>
<p>第40条 契約の目的物について、市へ引き渡す前に生じた損害は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、これを契約者の負担とする。ただし、契約者が善良な管理者としての注意を怠らなかつたと認められるときは、市は相当の損害を負担することができる。 (完了通知等)</p>	<p>第40条 契約の目的物について、市へ引き渡す前に生じた損害は、市の責に帰すべき事由による場合を除き、これを契約者の負担とする。ただし、契約者が善良な管理者としての注意を怠らなかつたと認められるときは、市は相当の損害を負担することができる。 (完了通知)</p>
<p>第41条 契約担当者は、契約者が工事又は製造の請負契約において、その工事又は製造の請負が完了したときは、直ちにその旨を通知させなければならない。</p>	<p>第41条 契約担当者は、契約者が工事または製造の請負契約において、その工事または製造が完了したときは、直ちに完了通知を提出させなければならない。</p>
<p>2 契約担当者は、契約者が物品購入の契約において、その物品を納入したときは、納品書を提出させなければならない。</p>	
<p>3 契約担当者は、契約者が前2項に規定する契約以外の契約において、その業務が完了したときは、必要に応じてその旨を通知させなければならない。 (監督及び検査)</p>	<p>(監督および検査)</p>
<p>第42条 法第234条の2第1項に規定する監督又は検査は、契約担当者が自ら又は補助者に命じて行なうものとする。</p>	<p>第42条 法第234条の2第1項に規定する監督または検査は、契約担当者が自らまたは補助者に命じて行なうものとする。</p>
<p>2 契約者は、前項の監督又は検査に協力しな</p>	

ればならない。

(監督職員の一般的職務)

第43条 監督職員は、請負契約の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立合い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は、請負契約以外の契約の履行について、業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他当該契約の履行状況の調査をし、契約者に必要な指示をするものとする。

3 <省略>

4 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、その実施に当たって知り得た契約者の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第44条 検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既納部分の確認を含む。）について、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3及び4 <省略>

(検査調書の作成)

(監督職員の一般的職務)

第43条 監督職員は、当該請負契約の履行について仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立合い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験もしくは検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

2 <省略>

3 監督職員は、監督の実施に当っては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、その実施に当って知り得た契約者の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第44条 検査職員は、当該請負契約についての給付の完了の確認（部分払いを行う場合の既済部分の確認を含む。）について契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（部分払いを行う場合の既納部分の確認を含む。）について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3及び4 <省略>

(検査調書の作成)

第45条 <省略>

2 <省略>

3 検査職員は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支出命令書に検収年月日を記載し、押印することをもって検査調書の作成に代えることができる。

(1) 契約金額が50万円（工事又は製造の請負に係るものは130万円、財産の買入れに係るものは80万円）を超えない随意契約に係る検査を行った結果、その給付が当該契約内容に適合していると認めるとき。

(2) 物件の借入れに係る契約又は既に単価契約がされているものの給付に係る契約で、契約担当者が特に検査調書を作成する必要がないと認めるとき。

(検査結果の通知)

第46条 契約担当者は、工事又は製造の請負その他の契約について検査を行ったときは、その結果を直ちに契約者に通知しなければならない。

(検査に要する経費の負担)

第47条 契約担当者は、契約者をして、第44条第3項の規定により破壊若しくは分解又は試験に要する経費及びこれらの復旧に要する経費を負担させなければならない。

(監督及び検査の委託)

第49条 第43条から前条までの規定は、令第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者に監督又は検査を委託した場合に準用する。

(部分払の限度額)

第50条 契約担当者は、請負契約にあつては、

第45条 <省略>

2 <省略>

3 検査職員は、契約金額が50万円を超えない契約にかかる検査を行なった結果その給付が当該契約の内容に適合していると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、支出命令書に検収年月日を記載し、押印することをもって検査調書の作成に代えることができる。

(検査結果の通知)

第46条 契約担当者は、工事または製造の請負契約について検査を行なったときは、その結果を直ちに契約者に通知しなければならない。

(検査に要する経費の負担)

第47条 契約担当者は、契約者をして、第44条第3項の規定により破壊もしくは分解または試験に要する経費およびこれらの復旧に要する経費を負担させなければならない。

(監督および検査の委託)

第49条 第43条から前条までの規定は、令第167条の15第4項の規定により市の職員以外の者に監督または検査を委託した場合に準用する。

(部分払いの限度額)

第50条 契約担当者は、請負にあつては、その

<p>その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で<u>部分払</u>をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の範囲内とするものとする。</p> <p>2 前払金をしたときにおける<u>部分払</u>の額は、前項の規定により<u>部分払</u>をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。</p> <p>3 前2項の<u>部分払</u>のできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(財産に関する特例)</u></p> <p><u>第51条 瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和42年瀬戸市規則第21号）において、契約について特別の定めがある場合は、この規則の規定にかかわらず、当該規則の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（事務の取扱いの特例）</u></p> <p><u>第52条 この規則の規定により難い特別の事情があると認められるときは、この規則の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（委任）</u></p> <p><u>第53条 この規則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他の契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えない範囲内で<u>部分払い</u>をすることができる。ただし、その性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の範囲内とするものとする。</p> <p>2 前払金をしたときにおける<u>部分払い</u>の額は、前項の規定により<u>部分払い</u>をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。</p> <p>3 前2項の<u>部分払い</u>のできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行

する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の瀬戸市契約規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新規則の規定に基づく仮契約書の作成その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。